

第12回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月10日(火) 午後2時00分から4時30分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	15	福永 甚藏
委員	7	吉田 新太郎	委員	16	林田 清光
委員	8	森地 隆照	委員	17	服部 嘉子

5. 欠席委員 1名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
委員	6	葛原 準子			

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席 7番 吉田 新太郎 委員

議席 8番 森地 隆照 委員

8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第54号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第55号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第56号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

○副会長報告事項

○広報編集委員会報告事項

○女性農業委員報告事項

○甲賀地域獣害対策協議会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者 4名

事務局長 西出 幸司

局長補佐 松井 章

局長補佐(農地係長) 宿谷 辰夫

農政係長 石山 善栄

10. 会議の概要

(午後2時00分 開会)

- 事務局長 只今より、第12回甲賀市農業委員会総会を開会いたします。
携帯電話については、電源をお切りいただくかマナーモードをお願いします。
まず初めに、甲賀市市民憲章のご唱和をお願いします。
- 全 員 【市民憲章唱和】
- 事務局長 それでは、開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。
- 会 長 【農地利用最適化推進委員会及び地域ブロック会議への出席のお礼】
【例年より早い梅雨明けとなったが、先週は災害級の大雨となった】
【担い手への農地の集積面積と農地中間管理機構の活動実績等の状況について】
- 事務局長 北田会長、ありがとうございました。
それでは、これより議事となりますので、総会会議規則 第7条第1項の規定により、
会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 それでは、私の方で議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則 第6条の規定による本日の欠席委員は、議席6番 葛原準子委員の
1名で、遅参、早退の届出はありません。
よって、本総会の出席委員は18名で、法定定足数である過半数に達しておりますので
開会を宣言します。
- 続きまして、総会会議規則 第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名
させていただきます。
議席順に、議席7番 吉田新太郎委員と、議席8番 森地隆照委員を指名いたします。
どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 最初に、議案第54号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を
議題といたします。
まず、3条調書 整理番号4番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 譲受人は日野町在住で、日野町で約4反、甲賀市で約1町3反水稻を耕作されています。
今回、規模拡大のために譲渡人に相談され、売買による所有権移転申請を行われました。
譲受人は申請地を取得後、水稻栽培を行われる予定です。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長 ありがとうございました。
整理番号4番につきましては、議席7番 吉田委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 申請地で収穫する米については、譲受人が経営する介護施設4箇所消費されます。

議 長 続いて、区域番号21番 中村推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 申請地では現在も水稻を耕作されておりますが、高齢のため売却されます。
譲受人は引き続き耕作をされますので、特に問題はないと考えます。

議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号4番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号4番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、整理番号5番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 譲受人は、信楽町黄瀬地先にて水稻を約9反耕作されています。
今回、規模拡大のために譲渡人に相談され、売買による所有権移転申請を行われました。
譲受人は申請地を取得後、水稻栽培を行われる予定です。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号5番につきましては、議席9番 高井委員から説明をお願いいたします。

担当農委 譲渡人・譲受人共に、同地区内にお住まいです。
譲受人は耕作面積を広げたいとの意向があり、積極的に取り組んでおられます。

議 長 続いて、区域番号40番 木下推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 譲受人は水稻を中心とした農業経営をされておりますが、規模拡大の意向をお持ちです。
来年以降も同様に水稻を耕作するとのことでしたので、特に問題はないと考えます。

議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号5番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号5番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、整理番号6番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 譲受人は京都府和束町在住で、和束町で水稻を約7反、野菜を約2反耕作されています。
今回、遠方に住む譲渡人が耕作できないため土地を手放したいと譲受人に相談され、
双方合意されたため、売買による所有権移転申請を行われました。
申請地は現在不耕作地ですが、譲受人は土地を取得後、水稻栽培を行われる予定です。
なお、申請地の隣接地では水稻栽培が行われています。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号6番につきましては、議席19番 私、北田からご説明いたします。

担当農委 申請地は京都府との境界に位置し、不耕作ですが草はそれほど伸びていない状況です。
譲受人が耕作することによって話がまとまり、売買により所有権移転されます。
耕作が継続されますので、許可相当であると考えます。

議 長 続いて、区域番号45番 関谷推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 耕作を再開していただけるので、良いことだと考えます。

議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員より説明いたしました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号6番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号6番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きます、議案第55号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、4条調書 整理番号5番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
申請者は隣接する宅地に農家住宅を建設し、居住されております。
計画によりますと、一部コンクリート舗装で自宅駐車場として利用され、その他の部分については庭石等を配置されます。
雨水排水は敷地内浸透等により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号5番につきましては、議席16番 林田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 隣接地に息子夫婦が家を建てられるため、駐車場が必要となります。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号1番 宿谷推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 特に補足説明はございません。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号5番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号5番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きます、整理番号6番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
申請者は申請地の西側宅地に居住されており、農業用倉庫として転用申請がありました。
計画によりますと、雨水排水は敷地内に排水溝を設け処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号6番につきましては、議席12番 伴委員から説明をお願いいたします。

担当農委 農業用倉庫については、既に200㎡未満で建っています。
隣地に農地もありませんので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号4番 算推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 特に補足説明はありません。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号6番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号6番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号7番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、都市計画法に規定する用途区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
申請者は高齢で茶畑の管理をすることが困難となり、また以前よりクリーンエネルギー
の普及に関心を示されていたことから、太陽光発電施設の設置を計画されました。
計画によりますと、茶樹を撤去し、現状の地盤高のままで、太陽光パネル200枚、
49.9kWを打ち込み鋼管により設置されます。
雨水排水は敷地内の自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺
農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号7番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委 申請者は水稲とお茶の専業農家でしたが、高齢となり農作業ができない状況です。
以前から太陽光発電に関心を持っておられ、土地の有効利用として計画されました。
周囲の同意も得られており、問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件
につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号7番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号7番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、整理番号8番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある
農地転用が可能な第3種農地です。
申請者は従来の自宅敷地に加えて、駐車スペースの必要性を感じておられました。
計画によりますと、現状地盤高で碎石舗装され、敷地全体を駐車場として利用されます。
雨水は自然浸透及び側溝への排出により、周辺農地への被害はないものと考えられます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号8番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。

担当農委 6月8日に三雲推進委員と共に現地確認を行いました。
現状は不耕作ですが、湿田で耕作も難しい状況です。
土盛りをして駐車場とされますが、周囲への影響もないと思います。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号35番 三雲推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 周囲への影響はないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号8番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号8番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、整理番号9番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、団地の規模が概ね10ha未満であり、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地転用が可能な第2種農地です。
申請者は、昭和61年に隣接する宅地に自宅を建設され居住されましたが、建築当時から獣害がひどく、周辺も現状が山林であることから、松・杉・ヒノキ等を保全管理の目的で、様々な花木を景観維持の目的で植林されます。
雨水は自然浸透により処理をされるため、周辺への被害はないものと考えられます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号9番につきましては、議席19番 私、北田からご説明いたします。

担当農委 申請地は山に囲まれ、他に人家がありません。
当初は茶畑だったと思いますが、獣害がひどく何も作れない状況です。
現地を確認し、止むを得ないと判断しました。

議 長 続いて、区域番号43番 植西推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 特に補足説明はありません。

議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員より説明いたしました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号9番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号9番については原案のとおり可決し、許可相当とします。
なお、面積が3,000㎡を超えるため県農業会議の審議が必要となりますので、県農業会議へ諮問いたします。

議 長 続きまして、整理番号10番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、団地の規模が概ね10ha未満であり、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地転用が可能な第2種農地です。
申請者は周辺で他に耕作されている農地がないことから、山林として管理するため杉・ヒノキを植林されます。
雨水排水は自然浸透により処理されるため、周辺への被害はないものと考えられます。

- 議 長 ありがとうございます。
整理番号10番につきましては、議席19番 私、北田からご説明いたします。
- 担当農委 申請地は京都府との県境にあり、昔は谷あいの土地で水稻をされていました。
以前は周囲にも農地がありましたが、それも荒れて手の付けようがない状況です。
- 議 長 続いて、区域番号45番 関谷推進委員、補足説明がございましたらお願いします。
- 担当推委 特に補足説明はありません。
- 議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員より説明いたしました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号10番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号10番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、整理番号11番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、団地の規模が概ね10ha未満であり、農業公共投資の対象となっていない
生産性の低い農地転用が可能な第2種農地です。
申請者は、悪天候時に裏山から土砂の流入が頻繁に起こることに頭を痛めておられ、
また、国道307号の整備に伴い隣接する所有地の一部が買収されたこともあり、
亡父が耕作放棄した後の土地を有効利用したいと考えておられました。
建設業兼製材業も営んでおられることから、資材である木材の一部を置く場所として
有効利用されることになりました。他に適当な保管場所もないとのことでした。
雨水排水は自然浸透により処理されるため、周辺への被害はないものと考えられます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号11番につきましては、議席19番 私、北田からご説明いたします。
- 担当農委 以前は田でしたが、国道工事の残土置場となるなどして埋め立てられました。
さらに災害時に山の土砂が流れ込み、手の付けようがない状況となりました。
農地に復元することは不可能であり、今回資材置場に転用されます。
- 議 長 続いて、区域番号45番 関谷推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 特に補足説明はありません。

議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員より説明いたしました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号11番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号11番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」
を議題といたします。
最初に、5条調書 整理番号15番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある
農地転用が可能な第3種農地です。
本件譲渡人は、4条申請の整理番号5番の申請者と同一であり、同時申請の案件です。
譲受人は譲渡人の子であり、部屋が狭くなってきたことから、農家住宅を建設されます。
現在は離れにお住まいですが、その建物を除却したあと、今回の申請地番である農地を
取り込む形で新築されることから、今回の転用申請がありました。
計画によると、現状地盤高に建築面積59.16㎡の2階建て木造住宅を建築されます。
汚水排水は農村下水に接続され、雨水排水は既存側溝に接続し道路側溝へと放流される
ことから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号15番につきましては、議席16番 林田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 事務局の説明どおりであり、また、4条申請の時の説明のとおりです。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号1番 宿谷推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 特に補足説明はありません。

議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号15番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号15番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号16番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、土地改良事業の区域内にある第1種農地です。
第1種農地の転用は原則として許可することができませんが、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合は、例外的に許可することができます。
譲受人は工場を経営されており、車庫・テント式倉庫を設置するため申請がありました。
申請地は、譲受人が既に所有している工場敷地の隣接地であり適地と判断されました。
雨水は南側の水路に放流されるため、周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号16番につきましては、議席12番 伴委員から説明をお願いいたします。

担当農委 譲受人の先代と譲渡人とで、ほ場整備の工区外としての売買が成立していましたが、
会社が調査されたところ、譲渡が完了していないことが分かったため申請されました。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号4番 算推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 現状に合わせた申請ですので、特に問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号16番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号16番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きますして、整理番号17番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
譲渡人は、4条申請の整理番号6番の申請者と同一人であり、同時申請の案件です。
市道から譲受人の自宅までの進入路が狭く、乗用車の通行に不便をされていました。
今回、自宅南側にある倉庫等を老朽化のため解体されることになり、その際に譲渡人に進入路用地として農地の提供を申し入れたところ、了解が得られたとの事です。
譲受人は倉庫解体後、南側から自宅への進入路として活用されます。
雨水排水は自然勾配により側溝へ放流されます。また、周囲には重力式擁壁を設けられることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号17番につきましては、議席12番 伴委員から説明をお願いいたします。

担当農委 南側から自宅への進入路がなく、申請地を進入路とされます。
隣地に農地はなく、許可相当だと判断しました。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号4番 算推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 特に補足説明はありません。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号17番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号17番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きますして、整理番号18番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
譲受人は再生エネルギー事業を検討されており、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置されます。

譲渡人は20年以上耕作されておらず、今後も耕作を行う見込みがありません。

申請地は、日当たりが良く適地と判断されました。

計画によりますと、ほぼ現状の地盤高のまま太陽光パネル148枚、33.05kWを打ち込み鋼管により設置されます。

また、雨水排水は自然浸透により処理し、処理しきれない雨水については敷地南側の堤防沿い水路へと排水されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。

整理番号18番につきましては、議席10番 倉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 申請地は譲渡人の先代の時に不耕作となり、昨年相続により取得されましたが、農地への再生が極めて困難であるため、管理に苦慮されてきました。

現地を確認しましたところ、申請地は隣接地より相当の高さまで盛土した痕跡があり、水利の面からも水田への再生は困難であると判断できます。

太陽光発電への転用により土地を有効利用し、管理するのが良いと考えました。

議長 ありがとうございます。

続いて、区域番号5番 清水推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 隣接地にお住まいの方も、荒廃地が無くなってありがたいというご意見でした。

議長 ありがとうございます。

只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号18番について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号18番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号19番について審議いたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は農用地区域内にある農地であり、原則として転用を許可することができません。今回は「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため」一時転用が可能です。譲受人は土木・建築一式工事の請負業者であり、国土交通省発注の工事を受注し、現場事務所兼資材置場となる場所を探していたところ、申請地を適地と判断されました。計画によりますと、現状地盤高のまま整地し、敷地面積の内672㎡について一部転用を行い、現場事務所や詰所、トイレを設置されます。

また、それ以外の部分については鉄板敷で対応されます。

雨水排水は敷地内の自然浸透排水により処理され、フェンスで仮囲いもされることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議 長 ありがとうございます。

整理番号19番につきましては、議席14番 林委員から説明をお願いいたします。

担当農委 国道の法面の改修に関連して、鉄板を敷いて現場事務所・資材置場とされます。

年内には工事も完了すると思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続いて、区域番号15番 福井推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 周囲は全て不耕作地であり問題はないと思います。

議 長 ありがとうございます。

只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号19番について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号19番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議 長 続きまして、整理番号20番ならびに21番につきましては、関連がございますので一括審議といたします。なお、採決につきましては個々に行います。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号20番及び21番については、申請人が同じであるため併せて説明します。申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。

譲受人は再生エネルギー事業を目的に、譲渡人の農地を使用貸借により借り受け、太陽光発電施設を設置されます。申請地は、日当たりが良く適地と判断されました。

なお、譲受人となる法人の代表取締役は譲渡人の息子です。

現状地盤高で造成・整地し、整理番号20番は太陽光パネル152枚、36.3kW、

整理番号21番は太陽光パネル108枚、22kWを打ち込み鋼管により設置されます。

また、雨水排水は敷地内の自然浸透排水及び道路側溝により処理されることから、

今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

なお、整理番号21番については、一部のスペースをNPO法人の駐車場として貸付けされます。

議長 ありがとうございます。
整理番号20番ならびに21番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。

担当農委 譲渡人の息子が興された会社で太陽光発電を設置されます。
現在は茶畑ですが、世話も大変で耕作できないことから有効利用を考えられました。
造成等を行わず現状どおりで設置されますので、付近に影響はないと判断しました。
周辺の住宅への影響については、問題ないように申請人に念を押ししました。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号24番 松原推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 茶畑としての管理ができないことから、今回の転用申請となりました。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、まず整理番号20番について採決します。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号20番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 次に、整理番号21番につきましては、先程の一括説明で、異議なしというお声を
いただきましたので、採決を行います。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号21番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号22番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある
農地転用が可能な第3種農地です。
譲受人は再生エネルギー事業を目的に、譲渡人の農地を使用貸借により借り受け、
太陽光発電施設を設置されます。
申請地は、日当たりが良く適地と判断されました。なお、譲受人と譲渡人は親子です。

計画によりますと、現状地盤高のまま造成・整地し、太陽光パネル252枚、49.5kWを打ち込み鋼管により設置されます。

また、雨水排水は敷地内の自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号22番につきましては、議席3番 川村委員から説明をお願いいたします。

担当農委 譲渡人が高齢で耕作の継続が難しいため、息子である譲受人が申請に踏切られました。周囲の農地には影響がなく、周辺への光害もないと判断しました。

議長 ありがとうございます。
続いて、区域番号30番 山口推進委員、補足説明がございましたらお願いします。

担当推委 特に問題はないと判断しました。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号22番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号22番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、整理番号23番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地です。
譲渡人は遠方に住んでおられ、申請地北側の住居を譲受人に売却されます。
住居近隣には駐車場がないことから、申請地を売買により取得され駐車場とされます。
申請地は、住居の隣接地であるため適地と判断されました。
計画によりますと、現状のまま駐車場として利用されます。
また、雨水排水は、敷地内の自然浸透排水及び市道側溝により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

議長 ありがとうございます。
整理番号23番につきましては、議席3番 川村委員から説明をお願いいたします。

- 担当農委 申請地は小学校の裏手にあり、購入予定の住宅の隣接地です。
他に適地はなく、転用は仕方ないと判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号30番 山口推進委員、補足説明がございましたらお願いします。
- 担当推委 地目は畑ですが、長年車が置かれていましたので問題ないと思います。
- 議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号23番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号23番について原案のとおり可決し、許可することに決定します。
- 議 長 続きまして、整理番号24番について審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 申請地は、団地の規模が概ね10ha未満であり、農業公共投資の対象となっていない
生産性の低い農地転用が可能な第2種農地です。
譲受人は、事業拡大に伴い業務上必要な鋼材等を保管する場所を必要とされており、
譲渡人の土地を売買により取得し資材置場を整備するため転用申請がありました。
申請地は、譲受人の本社から近いため適地と判断されました。
計画によると、盛土を行い整地し、鋼材・パイプやパレットを保管されます。
雨水排水は、新設側溝を設置し敷地周辺の既存側溝に接続して排水処理されることから、
今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。
- 議 長 ありがとうございます。
整理番号24番につきましては、議席15番 福永委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 周辺に農地はなく、排水は市道の側溝に流れますので、問題ないと判断しました。
- 議 長 ありがとうございます。
只今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、
ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、整理番号24番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号24番については原案のとおり可決し、許可することに決定します。

議長 続きまして、議案第57号「農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
なお、議席1番 小倉委員 ならびに 議席3番 川村委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限規定により、当該案件の審議の間、退席を求めます。

【小倉委員・川村委員 退席】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は42件です。
借手、貸手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりです。
14ページから15ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。
設定する利用権の種類が賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数40名、借り手は実人数9名、面積は162,027.51㎡となります。
次に、所有権移転の合計の売り手及び買い手の人数は2名で、面積は4,346㎡です。
また、借り手・買い手の経営状況につきましては、26ページの一覧のとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。
只今、事務局より説明がありました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 異議なしというお声をいただきましたので、議案第57号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第57号については原案のとおり可決し、本日付けをもって市へ決定する旨の通知をします。
それでは、小倉委員ならびに川村委員の入室、着席を求めます。

【小倉委員・川村委員 入室・着席】

議 長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件 1 「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 今月の届出内容は太陽光発電施設の5件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、
転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては調書のとおりです。

議 長 ありがとうございます。
報告案件は以上であります。特にご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。
なお、推進委員さんにおかれましては、ここでご退席いただいても結構ですが、せっかくの機会ですので、何かご意見がございましたらお伺いいたします。

特にご意見等もないようですので、ここで一旦、休憩を取りたいと思います。

【休憩】

- 議長 それでは会議を再開し、これより報告事項に入ります。
最初に、**報告事項 1 の「副会長報告事項」**について、お願いいたします。
- 副会長 **【委員農地パトロールの結果について】**
【活動記録簿の提出の徹底について】
- 議長 続きまして、**報告事項 2 の「広報編集委員会報告事項」**について、
山下委員長よりお願いいたします。
- 山下委員 **【第 2 回広報編集委員会の結果について】**
【第 3 回広報編集委員会の開催について】
- 議長 続きまして、**報告事項 3 の「女性農業委員報告事項」**について、
西田委員よりお願いいたします。
- 西田委員 **【湖国女性農業・推進委員協議会総会について】**
- 議長 続きまして、**報告事項 4 の「甲賀地域獣害対策協議会報告事項」**について、
小倉委員よりお願いいたします。
- 小倉委員 **【甲賀地域獣害対策協議会総会について】**
- 議長 続きまして、**報告事項 5 の「事務局報告事項」**について、お願いいたします。
- 事務局 **【前回総会から次回総会までの経過と予定について】**
【農地法第 18 条第 6 項報告及び利用権設定満了報告について】
【委員活動中の事故等発生時の報告について】
【第 13 回総会について】
- 議長 ありがとうございます。
報告事項は以上です。
それではここで、皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等が
ございましたら、お伺いいたします。
- 議長 特にご質問等もございませんので、以上をもちまして、本総会の議事は全て終了
いたしました。
ご審議いただき、ありがとうございました。
- 事務局長 それでは、第 12 回甲賀市農業委員会総会の閉会にあたりまして、
田畑副会長より閉会のご挨拶を申し上げます。
- 副会長 **【閉会挨拶】**

閉会 午後 4 時 30 分